

郵便等による 不在者投票が できます

お持ちの身体障害者手帳や戦傷病者手帳、
介護保険の被保険者証を御確認ください。



代理記載の制度もあります

郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度			備 考
		1級	2級	3級	
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○		手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○	
	免疫、肝臓の障害	○	○	○	

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度				備 考
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	
	両下肢、体幹の障害	○	○	○		手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○	

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	「要介護5」

郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1

郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会

申請書
(署名必要)

身体障害者手帳
又は
戦傷病者手帳
又は
介護保険の被保険者証

① 証明書の交付を申請します

郵便等投票証明書

② 郵便等により送付します

選挙人

2

投票手続

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会

請求書
(署名必要)

郵便等投票証明書

① 投票用紙・投票用封筒を請求します

投票用紙・投票用封筒

② 郵便等により送付します

投票用紙・投票用封筒

③ 自宅等現在する場所で、投票用紙に記載済み投票用紙

投票用封筒
(署名必要)

④ 郵便等により送付します